

1. HiTOS 競技規則書

競技の種目

- ① 4×4(四輪駆動車)車両による、減点方式を採用した競技。

2. 主催者

- ① 本競技会を開催する HiTOS を主催者もしくはオーガナイザーと称する

3. オフィシャル

- ① 本競技会はオフィシャル(審判員の総称)の判定で競技を進行する。

4. 競技者

- ① 主催者が開催する競技会(イベント)に参戦する人を競技者またはエントラントと称する
- ② 競技者は1台の4輪駆動車と共に競技会に参戦できる

5. コース

- ① コースとはセクションを設けた競技会場の呼称である。その付帯設備として競技車両駐車場、競技車両修理場、通路等が設けられている。競技車両は競技中許可なくコース外に出ることは出来ない。

6. セクション

- ① セクションはポール(立木を含む)及びテープで囲まれた閉じた領域で構成される。
- ② イン(入口)とゴール(出口)が設定され、進行方向に向かって右側に赤色のテープ。左側に青色のテープを設け、区分された場所をセクションと称する。
- ③ イン(入口)の左右のポールを直線で結んだラインをスタートラインとし、ゴール(出口)の左右のポールを直線で結んだラインをゴールラインと定める。

7. マーカー

- ① コース内にセクションを定めるため、赤色と青色に色分けされたテープ・パイロン等が使用される。またテープ等を固定するポール等の本体もマーカーとする。
- ② 岩・立木等の自然物をマーカーに利用した場合は、マーカーを固定する色分けされた部分以外はマーカーとみなさない。
なお、主催者から特別な指示がある場合はその指示に従うこと。
- ③ 本規則書で定めた赤色・青色以外のマーカーが設定されている場合は、主催者の指示に従うこと。

- ④ ゲートとはマーカーの一種でセクション内に設置された対になるポール群を指す、ゲートの通過方法については主催者より指示される。

8. 競技開始(スタート)及び競技終了

- ① 競技開始時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が開始(スタート)される。
- ② 競技終了時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が終了し、全セクションを閉鎖する。なお、競技終了時点でセクション内を走行する競技者には、そのまま競技の続行をみとめる。

9. スコアカードの提出(競技完了)

- ① 本競技は競技者に配られるスコアカード(成績記録用紙)の提出をもって競技が完了する、よって、競技者は規定時間内に主催者が指定する場所にスコアカードを提出しなければならない。
- ② 提出時間を過ぎた者はタイムオーバー(TO)とし、成績は反映されない。
なお提出時間が特別に定められていない場合は、競技終了より5分間とする。

10. セクションインとセクションゴール

- ① 車両は前進でセクションにインし、前進でゴールしなければならない。
- ② 車両の前端がスタートラインを通過した時点をもってセクションインとする。
- ③ 車両がゴールラインを通常の走行状態にて通過し、なおかつ車体の全てがゴールライン外に出た時点をもってゴールとする。

11. セクションでの競技時間

- ① 全てのセクションに規定の競技時間を設定する。
- ② 主催者より特別に指示がない場合、競技時間は3分間と定め、セクションインの後、定められた時間に達した時点でタイムアウトとし、セクションでの競技は終了し最大減点(減点10点)とする。

12. SS(スペシャル・ステージ)

- ① セクション内を通過する時間を測定するセクション(SS=スペシャル・ステージ)を一つ以上設け、あらかじめ主催者より発表する。

13. 減点

本競技は減点法による採点で順位を決定するものとする。
各セクション、減点10点を最大減点とし、最大減点に達した時点でそのセクションでの競技は終了となる。

なお減点の詳細は以下に定める。

① ホイールベース未満のバック（1回毎に減点1）

自車両のホイールベース未満の距離をバックした場合。

② ホイールベース以上のバック（1回毎の減点3）

自車両のホイールベース以上の距離をバックした場合。

③ 5カウント以上の停止（1回毎に減点5）

車両が5カウント以上停止した場合。1カウントは約2秒と定める。

④ タイムアウト（減点10）

車両がスタート後、定められた競技時間内にゴールしなかった場合。

⑤ マーカーへの接触（減点10）

マーカーに、車体及びドライバーの身体・衣服の一部が触れた場合。

⑥ セクションカット（減点10）

マーカーの外へ車体が出た場合、車体とマーカーの間に立体的間隔がある場合は、車体の一部がセクション外に出ても減点の対象とはならないが、マーカーへの接触がなくとも車体の全てがセクション外に出た場合はセクションカットとなる。

⑦ エスケープ（減点10）

車両がセクションイン後にバックしてスタートラインからへ出る行為を指す。

車両の破損等でスタートラインまで走行できない場合、オフィシャルに予めエスケープを申告することにより減点10が記録される

⑧ ミスコース（減点10）

各セクションで指定された走行方向、走行順序に反する走行をおこなった場合はミスコースとする。

A) 同一セクション内に複数のクラスの走行ライン分けがある場合、他クラスの走行ラインに車体の全部が入った時点でミスコースとする。

B) 走行方向、走行順序、走行クラス分けを特別に指定する場合は、主催者よりあらかじめ指示がある。

⑨ その他（減点10）

A) ドライバーの身体、衣服の一部が路面及びセクションの構造物に触れた場合。

B) ドライバーがセクション内において、明らかに第三者による誘導（無線誘導を含む）、助言にて走行していると判断した場合。

但しパッセンジャーは第三者に含まない。

※本行為が度重なる場合は、失格を宣告する場合もある。

C) ドライバーの安全装備（ヘルメット・シートベルト・グローブ・皮膚の露出等）が不備なままセクションインした場合。及びセクション内で不備が発生した場合。本項目はパッセンジャーにも適用される。

D) 通常の走行状態にてゴールしなかった場合。

車両が転倒しながら等、車両がドライバーによりコントロールされていないとみなされる状態でゴールした場合。

E) 車両がスタックまたは転倒により明らかに走行不可能な場合、競技者の同意を得て減点10を宣告する。

⑩ 競技中止・リタイヤ・失格

A) 飲酒行為。

競技者は競技時間中の飲酒を禁じる、飲酒が認められた場合は主催者およびオフィシャルの権限により失格を宣告する

B) 車両からの出火、燃料及びオイル漏れ、ならびにこれに準ずる危険な状態が認められた場合、即刻競技中止を勧告する場合がある。

競技続行に支障をきたすと判断した場合は、改善を求め、改善が不可能と判断した場合はリタイヤを勧告する。

C) 競技関係者及びギャラリー、他の競技者に危険や脅威を与えた場合、ペナルティー・失格を勧告する場合がある。

また、人身事故もしくは非常に危険とみなされる行為。度重なる勧告にも応じない場合等は更なるペナルティーもしくは失格とする。

⑪ 特殊な状態

A) 車両がセクション内で転倒した場合。

4×4 トライアル競技における転倒の定義は難しく、特に危険が認められず、減点の対象が無い状況であれば、オフィシャルは減点ならびに

競技中止を宣告しない場合がある。その際は競技を続行することもできる。

本項目は競技会のカテゴリーにより適応範囲を変更する。ノーマル車両等においては、車両に大きな破損を伴う転倒。回転を伴うような転倒は危険の無い状態とはいえ、競技専用車両との格差は明白であることが理由となる。よって本項目は、各競技会の裁量に委ね、その詳細は競技関係者にあらかじめ確認すること。

- B) 車両が前後どちらにも移動していない場合
車輪が動いていてもその車両は停止しているものとみなす。車両が旋回状態及び横滑りをしている状態等、車輪が動いていても前進も後退もしていない状況が発生する。そのような場合、車両は停止しているものとみなす。
- C) 車両の前後移動量が微量な場合
バック減点を適応せず停止減点の対象とする場合もある。俗に「モミ」と称される行為は、厳密には、わずかに車両が前後に移動している。しかし本行為をバックによる減点の対象とすれば、ドライバーに不利な状況となる場合が多い。よって「停止」の対象とする。なお、その適応はオフィシャルの判断とする。

D) ハンドルを切った状態でのバックの判定は移動量が少ないイン側の移動量を採用する。

14. 車体の定義

- ① 車体とは車両本体やそれを構成する部品、車両本体に固定されている物全てを指す。ドライバーの意思で装着した物でなく、本来車両を構成する部品ではない木・枝・泥・土等の自然物も、それが車両に固定されていれば、これらすべてを車体とみなす。

15. 判定及びその他の表示

本競技はオフィシャルの持つ赤旗(右手)、青旗(左手)の2本の旗により判定及びその他の表示をおこなう。

- ① 頭上にて右手で2本の旗を回す。
そのセクションにおいて競技が出来ることを示す。
- ② 旗を持つ手を下ろし静止している。
合図があれば任意にスタートできることを示す。
- ③ 右手で2本の旗を頭上に上げる。
車両がセクションイン及びゴールした事を示し、タイム測定の始まりと終わりも示す。

- ④ 右手で赤旗を頭上に上げる。
車両がホイールベース未満のバックをおこなったことを示し、同時に「**バック1点**」と宣告する。
1回につき1点の減点。
- ⑤ 左手で青旗を頭上に上げる。
車両がホイールベース以上のバックをおこなったことを示し、同じに「**バック3点**」と宣告する。
1回につき3点の減点。
- ⑥ 両手で赤青2本の旗を頭上に上げる。
車両が5カウント以上の停止をおこなったことを示し、同時に「**停止5点**」と宣告する。
1回につき5点の減点。
オフィシャルは車両が停止した時点でドライバーに停止したことを告げ、カウントを始める。
- ⑦ 両手で赤青2本の旗を頭上で交差する。
1つのセクションにおける最高減点である10点の減点を示す、この宣告を受けたドライバーは、オフィシャルの指示に従って速やかにセクション外へ車両を出さなければならない。

16. 順位の設定

① 優先順位

規定時間内にスコアカードを提出し競技を完了した競技者のうち、以下の優先順位によって順位を決定する

- A) 総減点数が少ない
B) クリーン(減点ゼロ)数が多い
C) クリア(減点10未満でセクション通貨)数が多い
D) タイム計測セクション(SS)の通過タイムが早い
E) スコアカードの提出が早い者

② 順位対象外

以下の場合には競技を完了したとはみなさず、順位に入らないものとするが、出場履歴は残るものとする。なお、競技会を失格または参加取り消し者は出場履歴を認めない。

A) リタイヤ

競技を途中で棄権することで、ドライバーは速やかに主催者に申告し、スコアカードの提出をしなければならない。リタイヤは「**R**」で表記する。

- B) タイムオーバー
競技者が全セクションの走行を完了しなかった場合。及び規定時間内にスコアカードを提出しなかった場合。「TO」で表記する。
- C) 棄権
正規の手続き(参加申し込み及びエントリーフィの納入)を済まし未出走または車検に不合格の者を棄権とみなす。その表記はリタイヤ「R」扱いとする。

17. 失格・参加取り消し

下記行為を失格・参加取り消しの対象とし、参加履歴も残らない。なお、処分決定は競技会関係者の判断とする。

- ① 競技参加に関する書類及び申請、申告に虚偽や不正修正が認められた場合。
- ② 登録した競技者、パッセンジャーにより競技しなかった場合。
- ③ 故意にセクションを破壊した場合。
- ④ 他の競技者及び競技進行を故意に妨害した場合。
- ⑤ 競技関係者及びオフィシャルの指示に従わない場合。
- ⑥ コース内で人身事故を起こした場合。
- ⑦ 競技中及び競技に関する時間内に、薬物等によって精神状態をつくろったり飲酒をした場合。
- ⑧ スコアカードの不正修正及び不正記入が認められた場合。
- ⑨ 上記以外であっても、競技会関係者及び主催者が失格・参加取り消しを決定した場合。

18. 競技停止勧告

以下の場合、競技の続行が不可能とみなし、競技者に対し競技停止を勧告する場合がある。

処分決定は主催者の判断としリタイヤ扱いとする。

- ① ドライバーの身体状態が競技の続行に支障をきたすと判断した場合。
- ② 車両の状態が競技続行に支障をきたすと判断した場合。
- ③ スコアカードの読み取り不能(無記名。著しい損傷等)。紛失等の場合。

19. 参加資格

- ① 参加者(競技者及びパッセンジャー)は競技会の趣旨に賛同した者で、公安委員会の発行する普通自動車運転免許証を有する者でなくてはならない。
(パッセンジャーの運転免許証は必須ではない)

- ② 参加者が20歳未満の場合は親権者の承諾が必要である。この場合承諾書に親権者の署名、捺印したものを提出すること。

20. 参加者の義務

- ① ドライバー及びパッセンジャーは常にスポーツマンとしての自覚を持ち、妨害行為をおこなってはならない。
- ② 競技規則及び車両規則、その他規則書を予め熟読していること。
- ③ ドライバーはオフィシャル・競技会関係者・競技会役員の指示に従うこと。

21. 参加者の権利

- ① 参加者は自分が不当に扱われていると判断した時、これに対して本規則書の範囲内で抗議を申し立てる権利を有する。
 - A) 抗議の申し立ては文書によってのみ受け付ける。
 - B) 車検に関する抗議は、車検が終了するまでに申し立てること。
 - C) 成績に関する抗議は、成績発表後の定められた抗議受付時間に申し立てること。
 - D) 抗議を申し立てる場合、定められた抗議料を添えて競技委員長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合及び競技委員長の指示が有った場合のみ返還される
- ② 各セクションのオフィシャルによる審判結果に関する抗議は一切受け付けられないものとする。

22. 損害の賠償

- ① 参加者は自動車及び付属品が破損した場合・負傷・死亡した場合はもとより、パッセンジャーの負傷・死亡・第三者に与えた全ての損害の責任を負わなければならない。
競技会関係者は役務遂行に最善を尽くすのは無論であるが、競技会関係者に過失があっても、参加者は競技会関係者及び他の競技者に対し、非難したり責任を追求したり、損害賠償を要求してはならない。
※競技会関係者とは、会場の土地所有者・主催者・競技会役員・オフィシャル・その他競技会開催に関係する全ての者を指します。